

法人町民税

法人町民税とは

法人町民税は、町内に事務所、事業所又は寮等がある法人等に課税されるもので、個人町民税と同様に「均等割」と法人等の所得(法人税の税額)に応じて課税される「法人税割」とがあります。

ア)町内に事務所又は事業所を有する法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり収益事業を行うものは法人とみなす。)

イ)町内に寮等を有する法人で町内に事務所又は事業所を有しないもの

ウ)町内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(収益事業を行わないもの)

法人町民税についても個人住民税同様均等割、法人税割がありア)については均等割と法人税割、イ)ウ)については均等割りを申告により納税します。

税 率

法人税割・・・川南町では14.7%

均等割

法人等の資本等の金額の区分	町内の従業者数	均等割(年額)	適用法人
50億円を越えるもの	50人を越える	300万円	1号
	50人以下	41万円	3号
10億円を越え50億円以下のもの	50人を越える	175万円	2号
	50人以下	41万円	3号
1億円を越え10億円以下のもの	50人を越える	40万円	4号
	50人以下	16万円	5号
1千万円を越え1億円以下のもの	50人を越える	15万円	6号
	50人以下	13万円	7号
1千万円以下のもの	50人を越える	12万円	8号
	50人以下	5万円	9号